

【現行規約】

## 日本チェコ協会規約

2008年4月19日総会にて改正承認 2016年附則改正

(名称)

第1条 本会は日本チェコ協会という。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を東京都新宿区に置く。|

【改正の箇所】

(事務所)第2条

「本会は主たる事務所を東京都新宿区に置く。」を以下のように改正。

「本会は主たる事務所を東京都豊島区に置く。」

これに伴い、冒頭の「日本チェコ協会規約」の 2008年4月19日総会にて改正承認 2016年附則改正」のあとに、「2023年4月22日の総会にて改正承認」を追加する。

以上

【現行規約】

## 日本スロバキア協会規約

2008年4月19日総会にて改正承認 2016年附則改正

### 第1条 (名称)

本会は日本スロバキア協会という。

### 第2条 (事務所)

本会は主たる事務所を東京都新宿区に置く。

【改正の箇所】

(事務所) 第2条

「本会は主たる事務所を東京都新宿区に置く。」を以下のように改正。

「本会は主たる事務所を東京都豊島区に置く。」

これに伴い、冒頭の「日本スロバキア協会規約」の 2008年4月19日総会にて改正承認 2016年附則改正」のあとに、「2023年4月22日の総会にて改正承認」を追加する。

以上